

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第一百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

○人事院規則八一一八（採用試験）（抄）

（受験資格）

第八条 第三条第一項から第三項までに掲げる採用試験（第四条第一項に掲げる採用試験にあっては、区分試験）の受験資格は、別表第三に定める。

- 2 人事院は、別表第三に掲げる受験資格のうち、人事院の認定に係るものについて認定した場合には、当該認定した受験資格を官報により告知しなければならない。
- 3 経験者採用試験である採用試験の受験資格は、人事院が定める。

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	全ての区分試験	次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 学校教育法に基づく短期大学（以下単に「短期大学」という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
（略）	（略）	（略）
皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）		次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学

		を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
(略)	(略)	(略)
法務省専門 職員（人間 科学）採用 試験	(略)	(略)
	法務教官 A	三 次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の男子 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の男子で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
	法務教官 B	四 次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の女子 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の女子で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
	(略)	(略)
保護観察 官		七 次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業

		する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
外務省専門職員採用試験		次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
財務専門官採用試験		次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
(略)	(略)	(略)
航空管制官採用試験		次に掲げる者 イ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者
(略)	(略)	(略)

○平成23年人事院公示第18号(抄)

4 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- 二 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に掲げる事業等を行う農業者研修教育施設（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業者研修教育施設を卒業する見込みの者
- 三 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学の専門課程（以下この号において「短期大学校等の専門課程」という。）又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学の特定専門課程（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第60号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた職業訓練（専門課程の高度職業訓練に限る。）の訓練課程を含む。以下この号において同じ。）を修了した者及び試験年度の3月までに短期大学校等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する見込みの者
- 四 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第9条の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育機関（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該教育機関を卒業する見込みの者
- 五 学校教育法施行規則第155条第2項第3号から第5号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- 六 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）第148条の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構となった旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を含む。）において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該課程を卒業する見込みの者
- 七 都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業講習所を卒業する見込みの者
- 8 規則別表第3 皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項に掲げる者とする。
- 14 規則別表第3 法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第3号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号、第3号及び第5号に掲げる者とする。
- 16 規則別表第3 法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第4号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号、第3号及び第5号に掲げる者とする。
- 18 規則別表第3 法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第7号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号、第3号及び第5号に掲げる者とする。
- 20 規則別表第3 外務省専門職員採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号及び第5号に掲げる者とする。
- 22 規則別表第3 財務専門官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項に掲げる者とする。
- 27 規則別表第3 航空管制官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号及び第5号に掲げる者とする。